

食品と放射能

Q & A



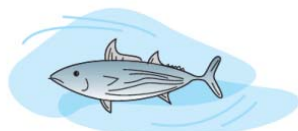
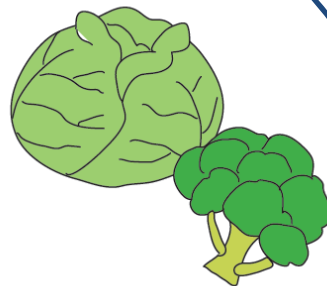
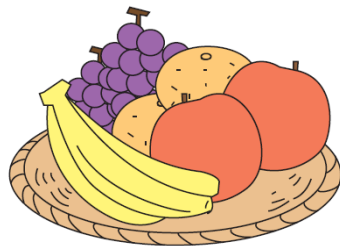
第7版(平成24年8月31日)

食の安全

危害要因

化学物質・汚染物質
農薬・食品添加物
自然毒
BSE(狂牛病)

+
放射性物質





6

現在、食品中の放射性セシウムの新しい基準は、下の表のとおりです。

放射性セシウムの暫定規制値

食品群	暫定規制値 (Bq/kg)
飲料水	200
牛乳・乳製品	
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚 その他	



放射性セシウムの新基準値

食品群	基準値 (Bq/kg)
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50



6

現在、食品中の放射性セシウムの新しい基準は、下の表のとおりです。

放射性セシウムの暫定規制値

食品群	暫定規制値 (Bq/kg)
飲料水	200
牛乳・乳製品	
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚 その他	

放射性セシウムの新基準値

食品群	基準値 (Bq/kg)
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

緊急的対応
5mSv/年

平時の対応
1mSv/年



6

現在、食品中の放射性セシウムの新しい基準は、下の表のとおりです。

放射性セシウムの暫定規制値

食品群	暫定規制値 (Bq/kg)
飲料水	200
牛乳・乳製品	
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚 その他	



放射性セシウムの新基準値

食品群	基準値 (Bq/kg)
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50



放射性セシウムの新基準値

追加線量全体(年間1ミリシーベルト)

- ・ストロンチウム
- ・ルテチウム
- ・プルトニウム

他の核種が入り込んでも年間1mSvを超えないよう、空けてセシウムの基準を決定

セシウムの基準

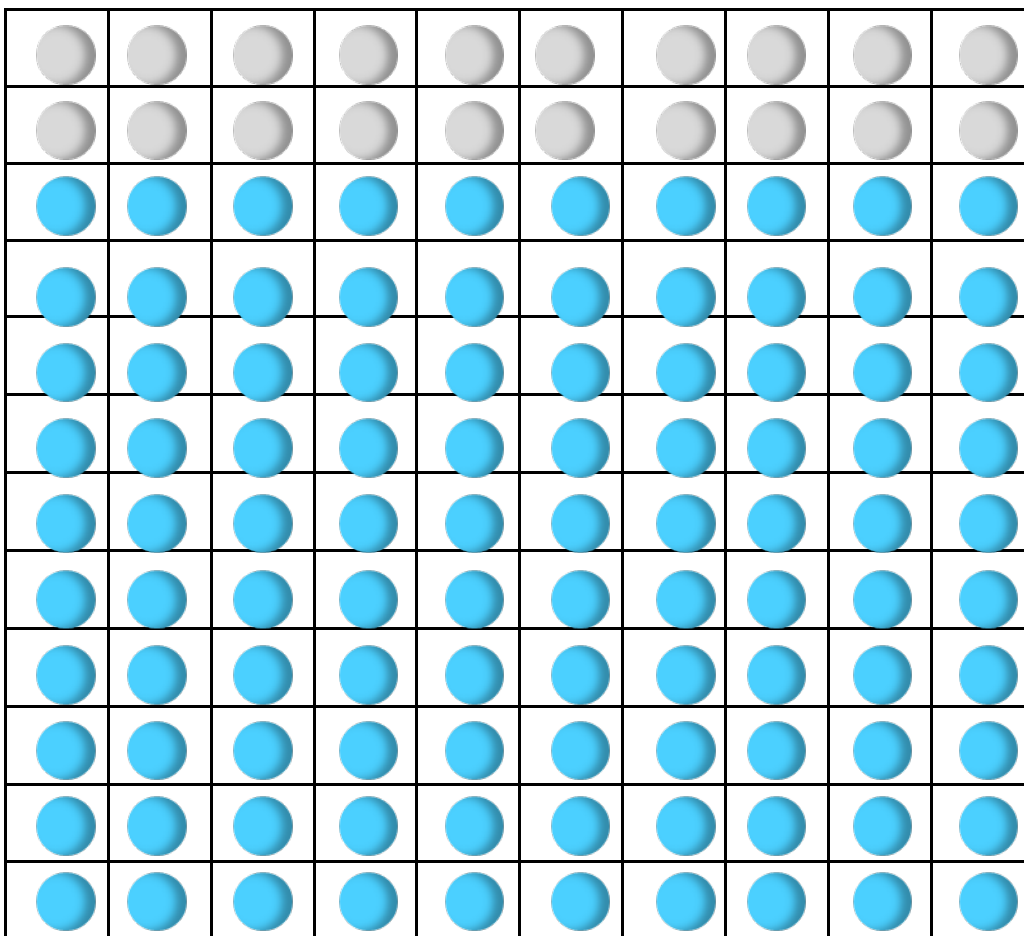
放出された核種の大部分を占めるセシウムを代表させ、寄与率を考慮し低い水準に設定

セシウム



放射性セシウムの新基準値

追加線量全体(年間1ミリシーベルト)



他の核種が入り込んで
も1mSvを超えないよう、
予め空けておく。

セシウムの基準



放射性セシウムの新基準値

食品群	基準値 (Bq/kg)
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

①

※ 飲料水が基準値maxに汚染されていた場合

0.1 mSv

(10Bq/kg × 2~3kg × 365日 × (実効線量係数))

②

飲料水以外で許容される上限

0.9 mSv ③

(1 - 0.1)

④

全体で 1mSv/年

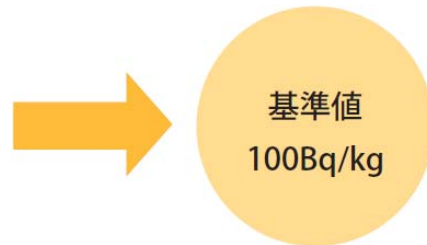


問 2 食品中の放射性物質の新しい基準値はどのように決められたのですか。

年齢区分別の食品摂取の摂取量と放射性物質の健康に与える影響を考慮し、年齢区分・男女別の限度値を割り出す。その中で、最も厳しい限度値から、一般食品の新しい「新基準値100Bq/kg」を定めた。

年齢区分別の摂取量と放射性物質の健康に与える影響を考慮し
限度値を算出

年齢区分	摂取量	限度値 (Bq/kg)
1歳未満	男女平均	460
1歳～6歳	男	310
	女	320
7歳～12歳	男	190
	女	210
13歳～18歳	男	120
	女	150
19歳以上	男	130
	女	160
妊婦	女	160



2



食品の放射性物質に関する規制

問 2 食品中の放射性物質の新しい基準値はどのように決められたのですか。



0.9

許容される汚染

0.9



0.3



0.3



0.3

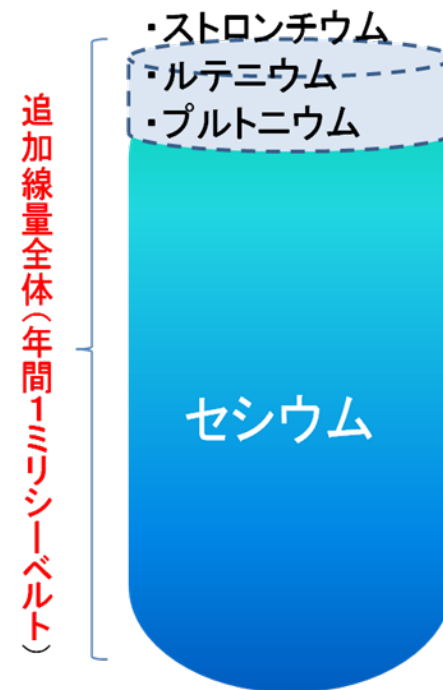
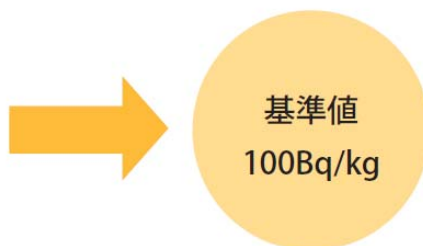


食品の放射性物質に関する規制

問 2 食品中の放射性物質の新しい基準値はどのように決められたのですか。

年齢区別の摂取量と放射性物質の健康に与える影響を考慮し
限度値を算出

年齢区分	摂取量	限度値 (Bq/kg)
1歳未満	男女平均	460
1歳～6歳	男	310
	女	320
7歳～12歳	男	190
	女	210
13歳～18歳	男	120
	女	150
19歳以上	男	130
	女	160
妊婦	女	160



全ての核種 = 120Bq → セシウムとして100Bq

問 4 農産物はきちんとモニタリング検査が行われているのですか。

食品中の放射性物質に関する検査は、原子力災害対策本部(本部長：内閣総理大臣)が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(平成24年3月12日改正)」を踏まえ、厚生労働省が示した「地方自治体の検査計画」に基づき、各都道府県で実施されています。

参考

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(平成24年3月12日改正)」(抜粋)

- 2 対象自治体
 - (1) 過去に複数品目で出荷制限指示の対象となった自治体
福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県
 - (2) 過去に単一品目で出荷制限指示の対象となった自治体及び出荷制限指示対象自治体の隣接自治体
青森県、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
 - (3) 放射性物質の検出状況等を踏まえ、別途指示する自治体

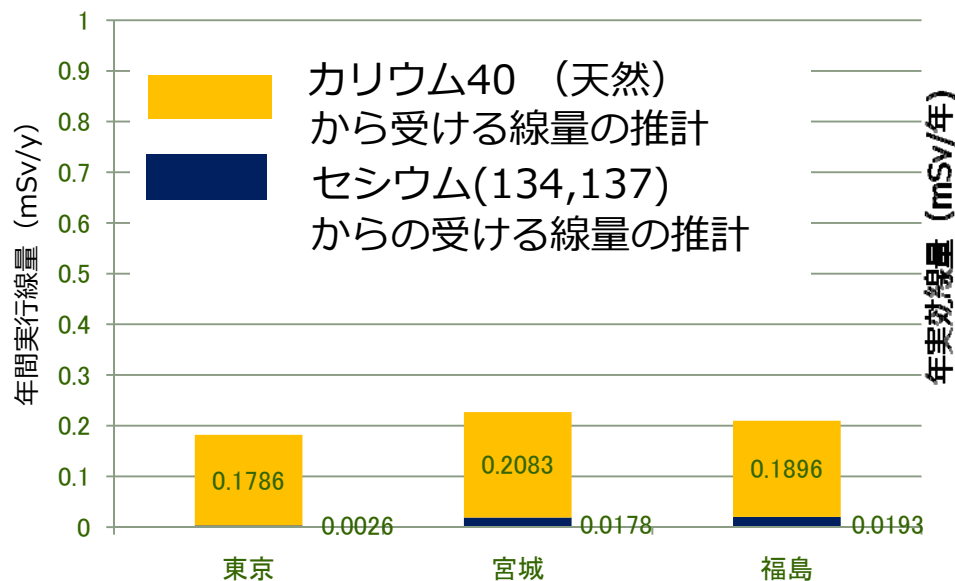
問5 食品の出荷制限と摂取制限の仕組みは。

- ① 「**出荷制限**」は、食品衛生法に基づく基準値を超える食品が地域的な広がりをもって見つかった場合に、放射性物質を含む食品の摂取による内部被ばくを防止するために行われます。原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から関係知事あてに指示します。この指示に基づき、関係知事は、出荷を差し控えるよう関係事業者などに要請します。
- ② 「**摂取制限**」は、著しく高濃度の放射性物質が検出された場合などに、「出荷制限」に加え、農作物の所有者が自己判断で食べることも差し控えることを要請するものです。

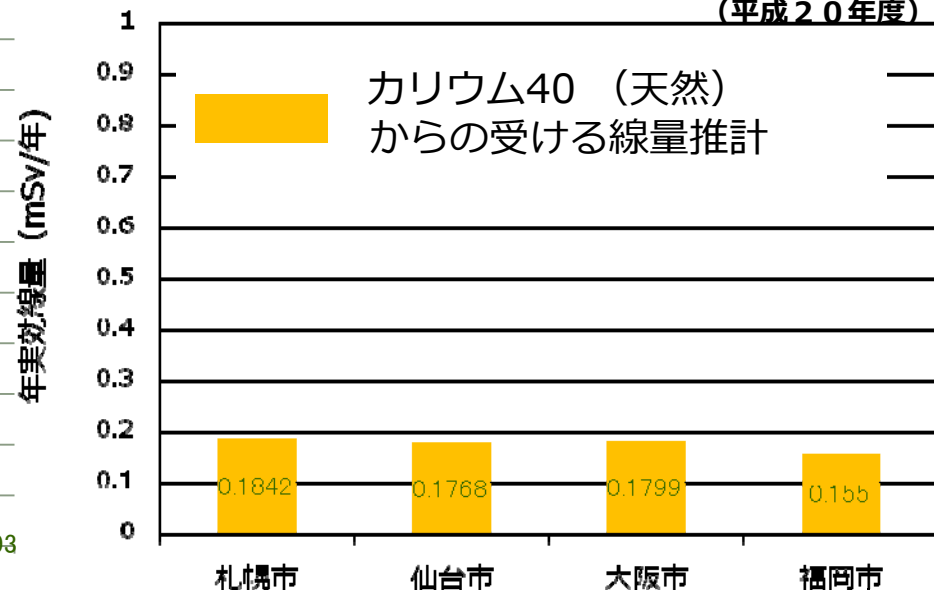
食品中の放射性セシウムから受ける年間線量の推計 (参考資料)

平成23年9月及び11月に、東京都・宮城県・福島県で実際に流通している食品を購入して調査した結果、

○食品からの放射性物質の年間線量の推定について



○食品からのカリウム40 (天然) による年間線量 (平成20年度)



食品からの放射性セシウムの年間線量は、自然界に存在する放射性カリウムの年間線量と比べて、非常に小さい値。

○平成23年9月及び11月に東京都、宮城県及び福島県で食品を購入。なお、宮城県及び福島県のうち生鮮食品は可能な限り地元県産、あるいは近隣県産品を購入。

○購入した食品を平成19年度国民健康・栄養調査の食品別摂取量平均を踏まえて調製を行い、混合し均一化したもの及び飲料水を試料として、Ge半導体検出器を用いて放射性物質 (I-131、Cs-134、Cs-137及びK-40) を分析し、平均的な食生活における放射性物質の一年あたりの線量 (mSv/man/year) を計算。

<実際の食卓における「陰膳方式調査」結果>

(1) 福島県内において、1日の食事から

(中央値) 4Bq → 年間推定線量 0.023mSv (新基準値の40分の1)

(最大値) 17.30Bq → 年間推定線量 0.1mSv (新基準値の10%)

— 京都大学と朝日新聞社の共同調査(平成23年12月実施調査) —

(2) 福島県内において、1日の食事から

→ 年間推定線量 0.037mSv

(新基準値の 3.7%)

— コープふくしま調査(平成24年6月から8月実施調査) —

消費者・生活者が主役となる 安全・安心社会の実現をめざして

